

熊谷市農業委員会
第4回総会議事録

令和6年11月28日（木）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第4回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年11月28日(木) 午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和6年11月28日(木) 午後3時40分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	欠	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	欠	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	出	長谷川 隼男
7	出	稲村 文男	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	欠	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満農業用施設）
- 報告事項(6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- 報告事項(7) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 報告事項(8) 農地法第43条第1項の規定による届出について
- 報告事項(9) 農地パトロールの結果について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第4回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（ 夏目会長挨拶 ）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （ 議長一任の声あり ） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 7番 吉田 委員、 8番 福田 委員 をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議 長	議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 以上、8 議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 本日、新規就農の方がお見えになっている案件がございますので、先に議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてを上程したいと思いますが御異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ） それでは、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。 議案書 13 頁から 36 頁まで、本日配付の資料及び議案書資料 11 頁から 14 頁までを御覧ください。 申請件数は 138 件、329 筆、404, 202.09㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。 また、1, 000㎡未満の新規就農が 1 件ございます。以上、御審議の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは最初に、新規就農の方がお見えになっていますので議案番号 745 を先に審議いたします。申請人、〇〇〇〇氏の入室を認めます。

権田委員	農業委員の権田です。私の担当する〇〇地区は、田んぼに関してはそこそこの稼働ですが、畑は耕作率が大変低く地域計画や目標地図の作成に於いても話題にも上がらない状況で、根岸推進委員と共に大変苦慮している所です。そのような中、今回新規就農者である〇〇さんが、私たちの地域の畑で野菜の栽培を始めることになりました。新鮮な農産物をはじめ、様々な形で地域に貢献してくれることと思います。地域の活性化のためにも、ここにおられる農業委員、推進委員皆さまの応援をお願いするところです。よろしくお願いします。
議 長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号745について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号744については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号744について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号744について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべき

議長

ものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(〇〇委員 入室)

続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。

議案番号７６２については、借受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(○○委員 退席)

それでは、議案番号７６２について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第7号における議案番号762について、本案を承認するに賛成
の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(○○委員 入室)

続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。

議案番号７７２については、貸付人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(○○委員 退席)

それでは、議案番号７７２について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第7号における議案番号772について、本案を承認するに賛成
の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。 議案番号799については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号799について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号799について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。 議案番号815については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号815について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
-----	--

議 長	議案第 7 号における議案番号 8 1 5 について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 7 号における議案番号 7 4 4、7 4 5、7 6 2、7 7 2、7 9 9、8 1 5 以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の説明の前に第 3 回総会時に福田農業委員から御意見をいただきました、「土地利用計画図や周辺農地の様子などの資料を提供してほしい」という件につきまして事務局内で検討した結果をお伝えしたいと思います。 結論としては、土地利用計画図や周辺農地の様子などの資料等の、全件の添付については現状のとおりとさせていただければと存じます。 その理由として 4 つございます。 ①議案書資料において、農地区分で周辺農地の状況や建築物等で建物、排水等の概要を記載していること。 ②担当する地区の農業委員さん・最適化推進委員さんには、現地確認の依頼とともに申請書の写し、案内図、公図、土地利用計画図、周囲の航空写真を送付しており、現地確認と併せて、事前に質問を募っていること。

事務局

③各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議とされていること。

④問題がある案件については、当日資料を用意するなど、判断資料を添付する形を取っていること。

以上でございます。御理解、御協力をお願いいたします。

それでは議案の説明に移りたいと思いますが、説明に先立ちまして訂正がございます。議案書は２頁から３頁までを御覧ください。議案番号１０から１８までの「所在」につきまして小字が「ママ下」と記載しておりますが、正しくは「下ママ下」となります。お詫びして訂正申し上げます。

それでは改めまして、議案書は1頁から3頁までを、議案書資料は1頁から4頁までを御覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については全18件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してありと
おりです。ここで補足説明がございました。

補足説明は議案番号５についてでございます。議案書及び議案書資料の１頁を、またお手元にお配りしております、営農計画書を御覧ください。

本件は取得農地の面積が1,000㎡を超える案件ではございますが、本日は譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇である〇〇氏の都合がつかないとのことです。本総会に欠席することとなりましたので、まずはその御報告です。

続きまして、議案書資料1頁、番号5に記載の第1号及び第2号が「調査中」となっておりますが、これについては、この議案書資料印刷時は判明していませんでしたが、その後の追加の現地調査や、聞き取り等で「非該当」であることを確認しましたので、お手数ですが、「調査中」の箇所を「非該当」と御修正いただきますようお願いいたします。

今回、新規就農で譲受人の総会出席がないことから、本件については事務局で事前に確認した許可要件の各号について結果を御報告します。

[illegible]

2号につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ため非該当となります。

3号につきましては、申請書及び事前の確認で信託によらない申請と確認し非該当となります。

4号につきましては農業の従事日数を〇〇〇〇確保できることを確認しているため、非該当となります。

5号につきましては、転売、転貸しはなく、譲受人が主体となって耕作することを申請書及び事前の確認で確認しており、非該当となります。

事務局	6号につきましては、熊谷市農業政策課等に照会をし地域計画や農業上の集積に影響がない回答を得ているため、非該当となります。議案番号5についての補足説明は以上です。 続きまして議案番号10から18までに補足説明がございます。議案書資料の4頁の公図の貼り合わせたものを御覧いただけますでしょうか。そちらの申請区域全体と記載された枠内にある土地が議案番号10から18までの申請地となります。この枠内の土地全てが申請地として本総会に申請される予定でしたが、一部申請が間に合わず本総会の申請地はその貼り合わせ公図に土地所有者等が記載されている土地のみとなります。申請区域全体の枠内にある、土地所有者等の記載がない土地は次回の総会に御審議いただく予定となります。本件は農地法第3条許可による農地としての取得となりますので、この申請が分かれることによる支障等は特にございません。 補足説明は以上となります。以上を踏まえ、全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の1号から6号までについては、全件、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。なお、平面図等については、今後も必要に応じて添付するとのことですので、委員皆様の御了解をお願いいたします。それでは、本案について事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号7については、代理人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号7について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号7について、本案を許可するに賛成の委

議 長	員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きまして、ただいま審議をいたしました議案番号7を除く案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の議案番号7以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数です。よって、本案については原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は4頁、議案書資料は5頁を御覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、全1件となります。内訳としましては、「休憩所兼倉庫、駐車場」が1件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
福田委員	休憩所となっているが、排水などの水回りの設備が記載されていないようですが理由を教えてください。
事務局	単なる休憩施設で水回りの予定の無い申請となっています。

議 長	他に質疑、意見等はございますか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 5 頁から 8 頁まで、議案書資料は 5 頁から 7 頁までを御覧ください。なお、議案番号 1 につきましては、この後、御審議いただきます議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請と密接に関連するため、つきましては別途の説明にさせていただければと存じます。 それでは説明に移ります。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、後ほど御審議いただく議案番号 1 を除き全 10 件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が 6 件、「駐車場」が 2 件、「駐車場・資材置場」が 2 件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	議案番号 1 については、事務局説明のとおり、議案第 4 号の案件と密接に関連することから後程、別に審議することといたします。 それでは、議案番号 1 以外の案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 3 号の議案番号 1 以外の案件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は10頁、議案書資料は8頁を御覧ください。議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請(一時転用)については、全1件となります。内訳としましては、「営農型太陽光発電」が1件となります。 一時転用の期間は、許可日から〇〇〇、栽培作物は〇〇〇です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 ここで2点報告いたします。1点目ですが、本件は次に御審議いただきます、議案第6号、議案番号3の筆と隣り合っている上、土地所有者と太陽光発電事業者は異なるものの営農者が同一であることから、密接に関連しております。本件御審議後、議案第6号、議案番号3について、先に御審議をいただければと存じます。 ここで、営農型太陽光発電について簡単に説明いたします。本日お手元に配布いたしました「参考資料」を御準備ください。この資料の一番最後の頁を御覧ください。簡易な支柱を立てて太陽光パネル等を設置し、下部で営農を継続しながら発電も行う事業を営農型太陽光発電と言います。許可は通常3年間の一時転用として許可されます。審査にあたり留意すべきポイントは中ほどにある①のとおり、下部の農地での営農の適切な継続が確実か、などです。また、②のとおり、一時転用許可は再許可が可能です。さらに③のとおり年1回の報告により農産物の生産状況に支障が生じていないかチェックを行うことになっています。 本日配布いたしました参考資料の1頁目の図の右半分にありますように、本件は土地所有者と太陽光事業者が同一であるため、農地法

事務局	第4条の申請がされたものです。議案第6号議案番号3の筆は同じ頁の左半分にありますように、土地所有者と太陽光事業者とが異なるため、農地法第5条の申請となっております。 参考資料を1枚めくっていただきますと営農計画書がございますが、まず次に御審議いただきたい5条の一時転用の営農計画書が4頁分ございます。はじめにめくっていただいたところから、さらに2枚めくっていただきますと、本件の営農計画書が4頁分ございます。どちらの土地でも、先ほど申し上げたように〇〇〇を栽培することが記載されております。 2点目ですが本件については、「許可相当」、ないしは「条件付きでの許可相当」で御審議いただきたいと思います。条件の内容ですが、「熊谷市太陽光発電設備の適切な設置に関する条例で定める書類の提出を確認したのちに許可をしてほしい」とするものです。転用の審査にあたり事業実施の確実性を確認するものであり、本案件は熊谷市太陽光発電設備の適切な設置に関する条例、いわゆる太陽光条例の手続きをとっているところまで確認ができています。しかしながら、太陽光条例の定める所定の書類が本日までに提出されておりません。代理人を通して依頼していますが、準備中で本日の総会に間に合いませんでした。そこで、条件付きとし、真偽が確認されたのちに許可相当にしようとするものです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	本案については、後程審議いたします議案第6号の議案番号3と密接に関連しています。本案は、土地所有者と、営農者、太陽光発電事業者がともに同一であることから4条の申請となりますが、熊谷市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例、いわゆる太陽光条例で定める書類が未提出となっているとのことです。このため、案件自体は許可相当と考えられますが、「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例で定める所定の書類の提出を確認したのちに許可をされたい。」との条件を付して許可することが妥当である、との事務局の説明でした。 それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
関根委員	太陽光発電設備設置には高額な費用が必要であり、〇〇ではとても賄いきれないと思われます。稼働年数も10年から20年ほどと言われています。ここで疑問なのは一時転用期間がなぜ〇〇となっているか教えてください。

事務局	営農型太陽光については、認定農業者が営農を行う場合や遊休農地を活用する場合などを除き、一時転用期間は3年となっています。この一時転用許可は再許可ができますので、少なくとも費用を回収するまでは期間の更新を繰り返すものと思われます。ただし、毎年、報告が義務付けられ農作物の生産等に支障がないかチェックを行い、売電が主で営農が従という本末転倒の状況になっているようであれば是正勧告や原状回復等のストップをかけることが可能です。
議長	他に、質疑、意見等ございませんか。 （なしの声） 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたしますが、本案を許可相当とするかどうかを採決したのち、条件を付すべきかどうか採決いたします。 それではまず、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数） 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 続きまして、本案に「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例で定める所定の書類の提出を確認したのちに許可をされたい。」との条件を付することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員です。よって、本案については、「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例で定める所定の書類の提出を確認したのちに許可をされたい。」との条件を付したうえで原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）を上程しますが、事務局から説明のあったとおり、先ほど審議をいたしました議案第5号の案件と密接に関連している議案番号3を先に審議いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は11頁、議案書資料は9頁を御覧ください。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）の議案番号3は、「営農型太陽光発電」を目的とした申請となります。一時転用の期間は、許可日から〇〇〇、栽培作物は〇〇〇です。農地区分や事業の概要等

事務局	又は「条件付き許可」の対応をとらなければいけないというのが理由です。
議 長	他に、質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたしますが、本案を許可相当とするかどうかを採決したのち、条件を付すべきかどうか採決いたします。
	それではまず、議案第6号の議案番号3について許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手多数)
	挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
	続きまして、本案に「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例で定める所定の書類の提出を確認したのちに許可をされたい。」との条件を付することに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員です。よって、本案については、「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例で定める所定の書類の提出を確認したのちに許可をされたい。」との条件を付したうえで原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
	なお、本案の許可日は、来月審議される見込みの〇〇〇〇〇〇に係る農地法第3条申請の許可日と調整を行い、同日許可となりますので御留意願います。
	続いて、議案番号3以外の案件について審議をいたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は11頁から12頁まで、議案書資料は9頁を御覧ください。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）については、先ほど御審議をいただいた議案番号3を除き全部で4件となっておりますが、議案番号2については、〇〇〇〇〇〇〇〇付で取下願が提出されましたので、審議の対象から除いていただければと存じます。このため、御審議いただく案件は、議案番号2及び3を除き全3件となります。内訳としましては、「駐車場」が1件、「資材置場・駐車場」が1件、「農地改良」が1件となります。転用期間ですが、議案番号1は許可日から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇まで、議案番号4は許可日から〇〇〇〇、議案番号5は許可日から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇までで

事務局	す。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	事務局説明にあったとおり、議案番号２については申請者から取下願が提出されたことから審議から除外いたします。 それでは、議案番号２及び３以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
塚田委員	議案番号５について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と保育園もそばにあることから、一時転用にあたり安全面と騒音について特に配慮をお願いしたいと思います。
事務局	許可の要件とは異なりますが、代理人を通じて委員さんの意見は伝えたいと思います。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第６号の議案番号２及び３以外の案件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第８号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の３７頁から４２頁までと議案書資料の１５頁を御覧ください。議案第８号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、御説明いたします。 今回の促進計画は、奈良地区、上新田・三本地区、秦南部地区、下増田地区、中条地区、東別府地区、弥藤吾地区、玉作地区の８地区の案件について審議していただきます。

議 長	議案第 8 号における議案番号 3 4 から 3 6 まで以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項 (1) から (8) までにつきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。 なお、報告事項 (6) から (8) までについて補足説明を事務局からお願いします。
事務局	報告事項 (6) から (8) までについて概要を説明いたします。それでは、議案書の 5 7 頁を御覧ください。「報告事項 (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明」については、生産緑地の買取り申出を行う際の必要書類で、農業委員会が発行する証明書です。亡くなられた方や、一定の故障の生じた方が、当該生産緑地の主たる従事者であることを証明するものです。 生産緑地の指定や解除の事務は都市整備部都市計画課が所管となりますが、その解除をするために必要な添付書類として本証明書の発行を記載のとおり行った事をこの報告事項 (6) で御報告するものです。また、生産緑地指定の解除後、買取り申出があった際の農家へのあっせん事務を農業委員会事務局で行っております。 続きまして議案書の 5 8 頁から 5 9 頁までを御覧ください。「報告事項 (7) 引き続き農業経営を行っている旨の証明」について説明いたします。 相続した土地の中に農地がある場合、その農地を 2 0 年間継続して営農することを条件に、その相続税の納税を猶予する制度がございます。この証明は、「納税猶予を受けている農地がきちんと耕作されているか」について猶予を受けている者の求めに対して交付するものです。その証明を交付した者をこの報告事項 (7) で御報告するものです。 続きまして議案書の 6 0 頁を御覧ください。「報告事項 (8) 農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出 (農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出) 」については、農地へ農業用ハウス等農作物栽培高度化施設を設置するにあたり、その底面を全面コンクリート張りとする場合、農地法第 4 3 条の規定により、あらかじめ農業委員会への届出が必要となっています。 平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設 (農業用ハウス等) の底面とするために農地を全面コンクリート敷きにする場合、本来、転用事項に該当しますが、農作物栽培高度化施設

事務局	の用に供される土地については農地とみなされ、農地転用に該当しないものとされました。この施設に該当する届出がございましたので、この報告事項（８）で御報告するものです。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして質疑、意見等ありましたらお願いします。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、報告のとおり御了承をお願いいたします。 続きまして、報告事項（９）について事務局の説明を求めます。
事務局	令和６年度農地パトロールの結果について御報告いたします。 委員の皆さまにおかれましては、猛暑の中、調査を行っていただき誠にありがとうございました。農地パトロールの結果についてですが、議案書の６１頁を御覧ください。こちらは、市全体の集計表になります。新規、再発生、解消、そして全体について、地目や判定等により分けた集計となっています。同頁の一番下の表では、過年度からの遊休農地の推移を記載しております。 本年度の遊休農地は全体で２，００３筆、１，１７４，２８８㎡となっており、昨年から９５筆の増加、８０，３６１㎡の増加となっています。 続きまして、６２頁を御覧ください。こちらは、地区別での集計表となっております。御自身の地区につきまして、後程、御確認くださいようお願いします。また、６３頁につきましては、結果をグラフ化したものです。こちらも参考として、御覧いただければと思います。 今後の流れですが、遊休農地の所有者には、今後その農地をどのように利用をする意向かを確認する調査を実施します。回答が得られない方については、場合によっては委員の皆さまに調査を依頼する可能性もありますので、その際は御協力をお願いいたします。 以上、農地パトロールの結果についての御報告です。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして質疑、意見等ありましたらお願いします。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	昨年に比べて８ha以上増えているということですが、委員の改選があり、調査者が変わったことの影響は考えられますか。
事務局	あくまで担当の印象ですが、判定については個人差があり、調査者

事務局	が変わったことによる影響はあるのではないかと考えています。しかし、委員が変わらなかった地区においても遊休農地が増えており、やはり、全体的に遊休農地は増加傾向にあるということははっきり言えると思います。
西田委員	今後について、アフターフォローをしっかりと行っていいただければと思います。
事務局	特に他に影響を与えている農地等がありましたら個別に御相談いただければ、優先的に対応したいと思いますので担当までお知らせいただければと考えています。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、報告のとおり御了承をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。 【夏目会長より総会運営について提案があり、了承。農業政策課より、優良農家表彰及び中間管理事業に係る説明、承認。農業委員会事務局より5分間勉強会を実施。】 事務局からは以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。 (なしの声) それでは、閉会の挨拶を田中会長職務代理からお願いします。
田中職務代理	(田中職務代理挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	内田 佳行
次長兼農政係長	佐藤 雅史
農地係長	佐藤 茂幸
主査	日下部 慎二
主任	滝口 悠太
産業振興部農業政策課職員	
主任	山下 彩香

令和6年11月28日

熊谷市農業委員会

会長 夏 目 亮 一

署名委員 吉 田 正 己

署名委員 福 田 和 行